

令和4年度 健康保険料・介護保険料の保険料率について

健康保険料率 93.0/1000 (変更なし)

介護保険料率 19.0/1000 (変更なし)

事業所分（強制被保険者）は、令和4年3月分保険料（令和4年5月2日納付期限）から、任意継続被保険者は、令和4年4月分保険料（令和4年4月11日納付期限）から適用されます。

【前納の場合は令和4年3月31日納付期限となります】

変 更 前				
	健康保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	46.5/1000	23.170/1000	23.330/1000	9.5/1000
被保険者	46.5/1000	23.170/1000	23.330/1000	9.5/1000
合計	93.0/1000	46.340/1000	46.660/1000	19.0/1000

健康保険料率・介護保険料率に変更はございません

変 更 後				
	健康保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	46.5/1000	25.244/1000	21.256/1000	9.5/1000
被保険者	46.5/1000	25.244/1000	21.256/1000	9.5/1000
合計	93.0/1000	50.488/1000	42.512/1000	19.0/1000

※基本保険料率に調整保険料が含まれております。

※健康保険料の内訳の基本保険料率と特定保険料率に変更になりました。

(納付いただく健康保険料の額に変更はございません。)

※特定保険料とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金及び退職者給付拠出金（以下、納付金という。）を被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の合計で除して率を求めて計算した額です。

特定保険料で納付金（高齢者の方々の医療費等）をどれだけ負担しているかを明確にしております。

大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL06-6941-5004

大阪薬業健康保険組合 神戸支部 TEL078-221-6100

大阪薬業健康保険組合 京都支部 TEL075-801-2905